

国総計第154号  
国鉄総第422号  
国鉄事第383号  
国自旅第298号  
平成31年3月28日

各地方運輸局 交通政策部長・鉄道部長・自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

総合政策局交通計画課長  
鉄道局鉄道サービス政策室長  
鉄道局鉄道事業課長  
自動車局旅客課長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を  
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、地域公共交通に係る施策の施策目的の達成の観点から、一般乗合旅客自動車運送事業者及び鉄道事業者の情報について、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針を踏まえ、今般、下記のとおり対応することとしたため、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 地方公共団体への情報提供の仕組みについて

対応方針においては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 94 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 55 条第 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭和 62 年運輸省令第 9 号）第 2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が提供可能な情報について、当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築することとされたところである。

各地方運輸局等においては、関係地方公共団体に対し、別紙 1 のとおり周知されたい。また、地方公共団体からの情報提供の依頼先及び地方公共団体への情報提供主体について、各地方運輸局等とするため、その旨ご理解いただきたい。

## 2. 管内公共交通事業者への協力依頼

地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、対応方針において、上記の情報提供に関する仕組みの構築に加え、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 10 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に通知することとされたところである。

各地方運輸局等においては、管内公共交通事業者に対し、別紙 2 のとおり周知されたい。

## 3. 地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について

2. に関連して、対応方針においては、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に周知することとされたところである。

各地方運輸局等においては、関係地方公共団体に対し、別紙 1（別添 1）のとおりに周知されたい。

(参考)

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成30年12月25日  
閣議決定

## 6 義務付け・枠付けの見直し等

### 【国土交通省】

#### (10) 道路運送法（昭26法183）、鉄道事業法（昭61法92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）及び交通政策基本法（平25法92）

(i) 道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭39運輸省令21）2条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭62運輸省令9）2条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。

(ii) 地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。

また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。